

## 第24回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

### 議題 釧路地方裁判所における裁判員裁判の実施状況と運用の検証について

#### 1 開催日時

平成24年7月10日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

#### 3 出席者等(50音順・敬称略)

##### (1) 委員

赤堀彰治,伊藤一哉,桶田昌邦,片桐典行,佐藤孝子,佐藤泰正,永井哲男,  
花田善廣,林 圭介,山下輝年

##### (2) 裁判所(説明者)

丸山哲巳(刑事部総括判事),津幡恭行(事務局長),久保松男(刑事首席書記官)

##### (3) 庶務

宮木隆壽,小島 巧,山口 毅

#### 4 議事概要

##### (1) 新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された桶田昌邦委員,片桐典行委員,伊藤一哉委員及び山下輝年委員が委員会庶務から紹介され,それぞれ挨拶をした。

##### (2) 委員長代理の指名

委員会庶務から,委員長が河本晶子委員を委員長代理に指名したことを報告した。

##### (3) 釧路地方裁判所における裁判員裁判の実施状況と運用の検証について

久保刑事首席書記官が,釧路地方裁判所における裁判員裁判の実施状況等の説明を行い,以下の点について意見交換を行った(発言の要旨は,別紙のとおり)

り)。

ア 裁判員裁判の全般的な印象について

イ 裁判員選任手続にかかる運用の工夫について(選任期日の指定, 辞退事由の運用)

ウ 審理における分かりやすさの工夫について

エ 裁判員及び補充裁判員, さらに裁判員候補者に対する接遇について

(4) 次回開催日時及び議題

平成25年3月6日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所の防災対策について(家庭裁判所委員会と合同開催で調整)

(別紙)

## 意見交換における発言の要旨

### 1 裁判員裁判の全般的な印象について

委員： 私は、弁護人として初めての裁判員裁判だったので、それなりに大変であったし、いろいろ得難い経験をした。特に、地方の事件の場合、毎回北見から往復するのに六、七時間くらいを要する。私が担当した被告人の勾留場所が北見から釧路に移送されたので、接見交通の面でかなりの時間や労力を要した。弁護人の活動においては、釧路地裁の管轄区域は、全国一の広さを有し、それなりの負担も大きいので、運用面で改善を要するのではないか。また、裁判員においても大変だろうと思う。とりわけ北見地区からは通うことができず、裁判員裁判が始まると、その間は宿泊が伴うことになるので、そういった面では、他の地区とはちょっと違うと感じた。

委員： 最近よく売れている本で、ドイツの作家シーラッハが書いた短編集がある。彼は、刑事事件弁護士で、自らの体験により、短編小説を書いている。それを読むと、ドイツの法の運用は、日本よりも柔軟だと感じていたが、裁判員制度が始まり、市民感覚が刑事裁判に取り入れられることによって、量刑の枠が広くなり、より柔軟さが用いられるようになった。

説明者： 当庁における裁判員裁判の実施状況を見ても、例えば、殺人罪の判決で見ると、割と幅広く分類されている。しかしながら、裁判運営の観点からは、公平性との調和という面も考える必要がある。

委員： 遠隔地の方は、大変な御苦勞をされている。近くの裁判所において、本人が特定できて、秘密が確保できるなら、テレビ会議システムを利用できればよい。いろいろ制約があるかもしれないが、裁判員候補者らが遠隔地から来るのが大変であれば、良い方法だろうと思う。

委員： 出席率が低いのは，遠隔地が影響しているのか。

説明者： 裁判員裁判では，最初くじを行い，当該事件の選任手続期日に来ていただく裁判員候補者を選定する。その中で事情があって参加することができない方を含めると，出席率が23.9パーセントになる。理由としては，裁判員裁判の審理が始まると，釧路に宿泊することになるが，連泊すると仕事に差し支える方や子の養育の関係で都合が悪くなる方がいるということであり，遠隔地という理由だけではない。

委員： 裁判員選任手続などが最寄りの支部の裁判所においてできるなら，経費もかからないので良いのではないのか。

委員： 裁判員裁判は，プロの裁判官と一般の方が話し合っただけで出した結論なので，素晴らしいことだと思う。個々の事件を見ると，問題点もあるだろうが，全体的に見ると問題がないのではないのか。アメリカと比べても，日本は公平性や安定性が高い。性犯罪の量刑は厳しく，殺人罪の量刑は幅広くなったなど裁判員裁判を実施したからこそその結論だろう。

## 2 裁判員選任手続にかかる運用の工夫について

### (1) 選任期日の指定について

委員： 裁判員選任手続を地裁支部においてビデオリンク方式で行うことが法律上可能なのか，それとも，運用上可能なのか。

説明者： 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」によれば，裁判員選任期日は，裁判員裁判を行う裁判所に出頭して行わなければならないことになっているので，ビデオリンク方式で行うことは難しい。運用上も同様である。

委員： 裁判員選任手続が地裁支部においてビデオリンク方式で行うことができればよいと思うが，審理は，裁判員が受ける印象が違ってくるので，ビデオリンク方式で行うことはできないだろう。必要な法改正等がされればよいと思う。

説明者： 平成24年4月に行われた裁判員経験者の意見交換会では，裁判員に

選任されたら釧路に来ることは仕方がないが、選任されるかどうか分からないときに釧路まで来るのは負担だという意見があった。

委員： 私は、事務所において関西方面に在住している方とスカイプを利用して話をした。審理は無理にしても、裁判員選任手続であれば、地裁支部において行っても問題ないのではないか。裁判員裁判に参加することができて良かったという感想が多いのであるから、裁判員選任手続について改善できるのであれば改善した方が良い。

委員： スカイプなどの開かれたネットワークは、セキュリティの面から裁判員選任手続に利用することが難しいが、裁判所内のみのネットワークを組めば、通常の通話レベルであれば問題なく利用することが可能なので、審理は難しいかもしれないが、裁判員選任手続に利用できるのであれば、利用した方が良い。

委員： 地裁支部所在地に住んでいる方からすれば、できるだけ便利になる方が良いが、その一方でビデオ等からは限りある情報しか伝わらない。裁判員候補者の雰囲気から得られる情報というのは、誰が裁判員裁判を審理するのに相応しいのかという点で重要であり、裁判員選任手続において、ビデオ等から雰囲気等がどの位伝わるのかは微妙である。

## (2) 辞退事由の運用について

説明者： 候補者になりうる方に対し、事前に照会書を送付して、辞退事由などを記載していただき、補充して聞くことがあれば、電話をして確認した上で、釧路に来る前に、辞退を認めるといった運用をしている。

委員： 漁業者にとっては、サンマ漁であれば長期間に渡るし、集団操業の場合もあるので、商売に影響することもあるため、裁判員裁判に参加すること自体が難しい。

説明者： 仕事に支障がある方については、負担を考えるとやむを得ないと考え、辞退について承認している。裁判員の職務従事日数については、最短で3日間、最長で6日間である。当庁に係属した事件で、当初14日間を

予定していたが、途中で被告人が自白に転じたので、結果的に職務従事日数が短くなったものがあった。一般論として、審理の中で予定が変更するのはあり得ることである。当庁の場合、自宅との往復の回数が増えると裁判員の負担が大きくなるというのがあって、基本的に連日開廷である。前任庁の東京地裁では、裁判員候補者は大多数が23区内に住んでいる方なので、連日開廷せず、中日として1日空けるといった柔軟な運用ができたが、釧路地裁ではそうはいかない。

### 3 審理における分かりやすさの工夫について

委員：全国的に、裁判官や検察官よりも弁護士の方が分かりにくいというのは理解しているし、弁護士自身努力していかなければならないというのもある。検察官は犯罪の外形的なものをメインとして説明するが、弁護士は内面的なものである責任能力などいろいろなポイントがあり、事柄の性質上、短い時間で裁判員に訴えていくのが難しいところである。そういうところが評価されにくいのではないか。日本は、ドイツやアメリカと比べると、量刑を考慮する面において、市民のレベルの違いもある。

委員：審理の中で法律用語はたくさん出てくるのか。

説明者：法律用語は使用せずに、分かりやすい言葉で説明してほしいとお願いしている。検察官は組織的に対応できているが、弁護人は個人差があると感じている。

委員：被告人は千差万別なので、プレゼンテーションについては、弁護士会において組織的に対応するというのもないし、個別の研修もない。そういったところで個人差があるのではないか。

委員：若い記者は、それぞれが担当する業界に染まってしまうことが結構あり、業界用語をそのまま記事にしてしまうなど、指導するときに、その困難さを感じる。分かりやすい記事を書くことが常に我々の課題である。

委員：一昨年に検察庁主催で行われた模擬裁判に参加した。模擬裁判では、グループに分かれて判決を出したが、一つのグループだけが結論が出な

かった。当時，ドメスティックバイオレンスが社会問題になっていたこともあり，男性の見方，女性の見方があるということが良く分かった。審理の中においても，裁判官，検察官及び弁護人は，裁判員に分かるように言っただけであれば良いと思うし，意見を言うことに対しては，自分自身も勉強しなければいけないと思った。

委員： 当社では，社員に対し，裁判員制度のパンフレットが配布された。社員には選任されたら辞退しないように言っている。

委員： 事務員には，裁判員に選任されたら，参加するように言っている。私も選任されたら参加したい。

委員： 私も裁判員に選任されたら，日頃経験できないことが経験できるので，参加してみたい。

委員： 職員については問題なく参加させる。量刑については，理解できるか不安である。

委員： 若い方は，勉強のために参加させたいが，人の一生を決めることを考えると即答はできない。性犯罪とかどうなのかと思う。

#### **4 裁判員及び補充裁判員，さらに裁判員候補者に対する接遇について**

委員： 裁判員選任手続において，和やかな説明などがあると，候補者は落ち着くのではないか。

説明者： 候補者同士においては，当然初対面なので，会話もほとんどないが，自然をテーマにしたビデオ放映や飲み物を用意して対応させていただいている。会場も出入り自由で，拘束されていることもないので，多少は落ち着くと思われる。

以 上